

広島県告示第四百二十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年四月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
府中市民病院	広島県府中市鞆飼町五五番地三	平成二七年四月二五日	新規
府中北市民病院	広島県府中市上下町上下二一〇一番地	平成二七年四月二五日	新規
木阪病院	広島県東広島市西条町土与丸一三三五番地	平成二七年四月二五日	更新